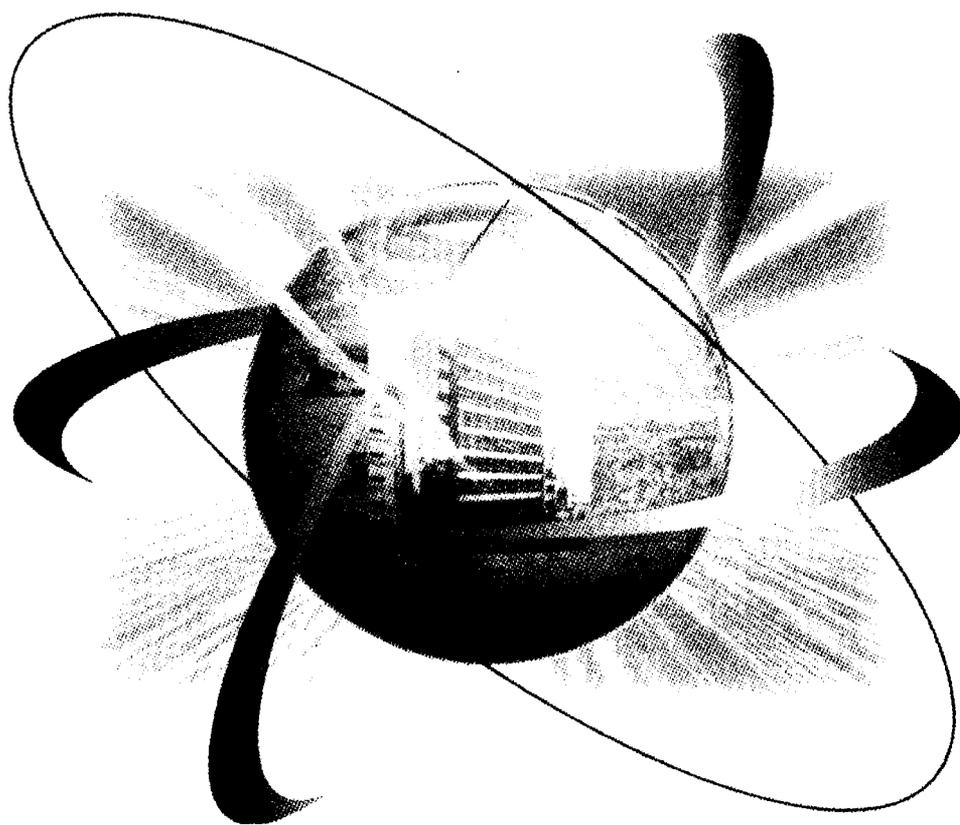


ディスクロージャー誌

2006年版



フジフューチャーズ株式会社

もくじ

はじめに	1
主な記載項目について	1
1. 会社の概況	
①会社名等	3
②会社の沿革	3
③会社の目的	6
④事業の内容	7
⑤営業所の状況	9
⑥財務の概況	10
⑦発行済株式総数	10
⑧主要株主名	10
⑨役員の状況	11
⑩従業員の状況	13
2. 営業の状況	
①営業方針	14
②当社及び当業界を取巻く環境	14
③営業の経過及び成果	15
④対処すべき課題	19
⑤受託業務管理規則	20
⑥外務員の登録状況	29
⑦委託者数に関する事項	30
⑧苦情・紛争に関する事項	31
⑨訴訟に関する事項	33
3. 経理の状況	
①貸借対照表	34
②損益計算書	35
③重要な会計方針	36
④注記事項	39
⑤利益金処分計算書	42
⑥監査に関する事項	43
⑦財務比率	44
4. 追加情報	1/2 - 2/2

《はじめに》

本書は、平成 18 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載項目について》

1. 会社の概要

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 18 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 17 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\text{純資産額}(\ast) / \text{リスク額}(\ast) \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したもので

す。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\text{自己資本} / \text{資本金} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\text{自己資本} / \text{総資産額} (*) \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る株式会社日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\text{負債合計額} / \text{純資産額} (*) \times 100$$

(*「純資産額」は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(f) 流動比率

$$\text{流動資産額} / \text{流動負債額} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 寺 町 博
所在地	東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号
電話番号	03-3270-2211 (大代表)

② 会社の沿革

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業し、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営んでおります。また、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、現在に至っております。

年 月	概 要
昭和38年 9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年 3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年 3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年 3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年 1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる
昭和43年 5月	資本金を1億80万円に増資
10月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目2番地へ移転
昭和44年 5月	資本金を1億2,096万円に増資
昭和45年 5月	資本金を1億4,515.2万円に増資
昭和46年 1月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
5月	資本金を1億7,418.2万円に増資
昭和47年 5月	資本金を2億6,127.3万円に増資

年 月	概 要
昭和48年 5月	資本金を3億9,190万円に増資
6月	資本金を4億円に増資
昭和49年 5月	資本金を5億円に増資
昭和56年 1月	資本金を5億196万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和58年 5月	仙台支店開設
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成元年11月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成3年 6月	資本金を5億4,000万円に増資
8月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成6年 3月	資本金を12億1,000万円に増資
平成8年 3月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成9年 4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成10年 7月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成11年 6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成12年 3月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成13年 5月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
平成13年 6月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9月	大阪商品取引所を脱退する
平成13年11月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員（第1種商品取引受託業務）の許可更新を受ける
平成14年 4月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業（協議法人）の許可更新を受ける
平成14年 6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成15年11月	関西商品取引所を脱退する
12月	名古屋支店開設
平成16年 4月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6月	広島支店開設

年 月	概 要
平成16年 9月	横浜商品取引所を脱退する
10月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成17年 4月	農林水産省および経済産業省より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5月	日本商品清算機構の清算資格取得
10月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入

③ 会社の目的

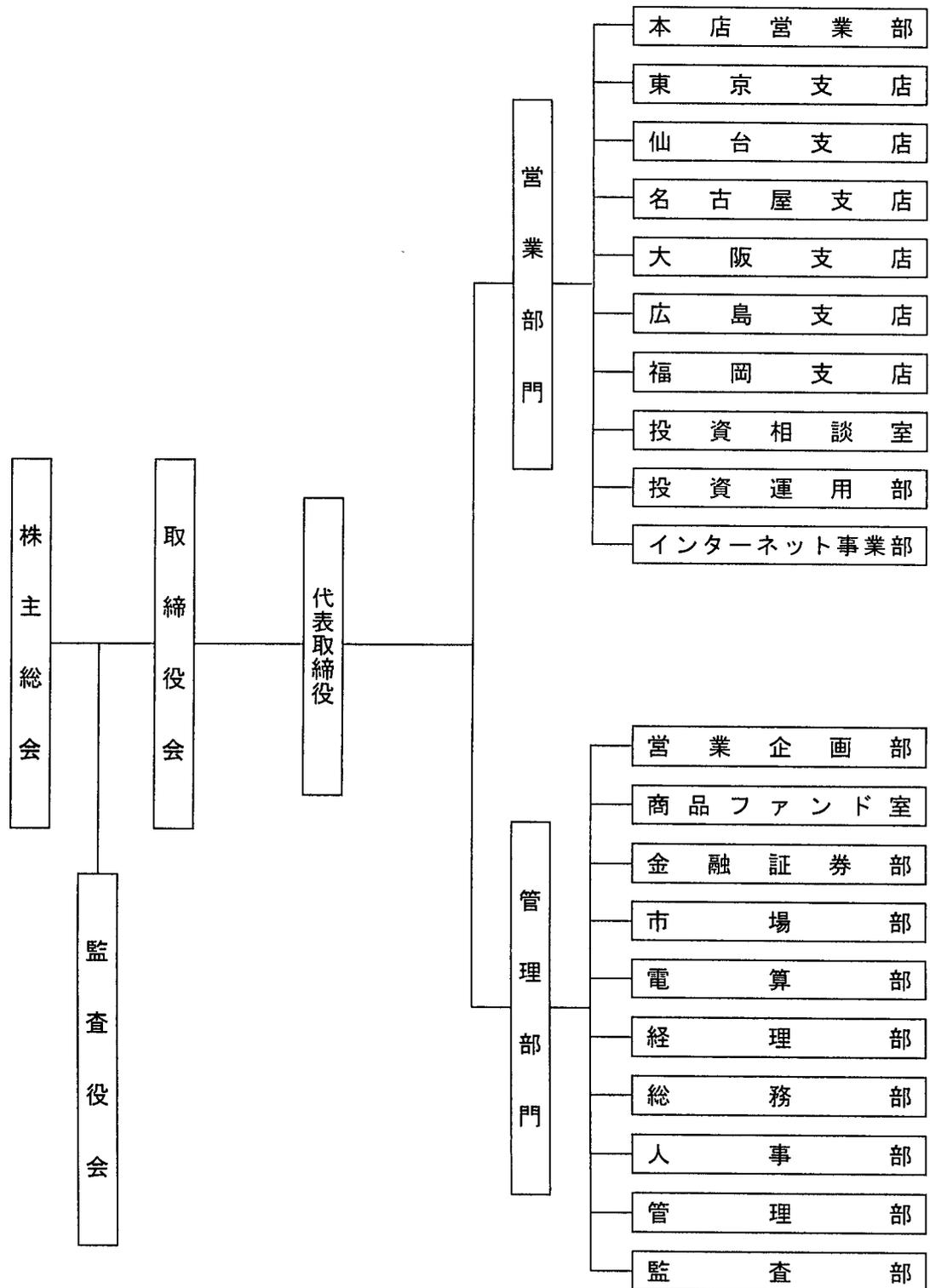
- (1) 商品取引所法に基づく各地商品取引所の商品取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の受託業務を行う。
- (2) 鉄、非鉄金属、貴金属類の精錬・加工・分析およびこれらの地金、製品、宝飾品の売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
- (3) 次の商品に関する売買、輸出入、売買の仲介および売買取引の受託とそれらに関する投資。
 - ア. 穀物、砂糖、野菜、花等農産物およびその製品。
 - イ. 綿花、綿糸、乾繭、生糸等繊維原料およびその製品。
 - ウ. 木材、合板等林産物およびその加工品。
 - エ. 牛肉、豚肉、鶏卵等畜産物。
 - オ. エビ、マグロ等水産物。
 - カ. 油脂およびその原料。
 - キ. ゴムおよびその加工品。
 - ク. 原油、天然ガス、ガソリン等石油製品。
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業。
- (5) 海外における商品取引所の市場に上場される商品の売買、受託、取次、仲介および代理業。
- (6) 金融先物取引法に基づく金融先物取引業。
- (7) 有価証券の売買および外国為替の取引、ならびにそれらの先物売買、受託、取次、仲介および代理業。
- (8) 情報サービスの提供ならびに出版業務。
- (9) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理。
- (10) 損害保険代理業。
- (11) 前各号に付随する一切の業務。

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引およびオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「17総合第34号」

経済産業省「平成17・04・05商第3号」

取引所名	商品市場名 (略称)	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	石油	ゴム	鉄スクラップ	上場商品名
東京穀物商品取引所		○							小豆、一般大豆、Non-GMO大豆、大豆ミール、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、とうもろこしオプション、大豆オプション
			○						精糖、粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所				○					金、銀、白金、パラジウム、金オプション
					○				ガソリン、灯油、軽油、原油
						○			アルミニウム
							○		ゴム
中部商品取引所						○			ガソリン、灯油、軽油
								○	鉄スクラップ

(b) 従たる業務

・商品ファンド販売業

商品投資に係る事業の規制に関する法律第3条の規定に基づき、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第7条第2項第3号に掲げる法人として金融庁、農林水産省および経済産業省より商品投資販売業の許可を受けております。

許可番号：金融庁「金監第1877号」

農林水産省「14総合第507号」

経済産業省「平成14・04・23商第14号」

・純金積立および金地金販売

三菱商事株式会社との提携により、月々定額を積み立てて金を購入する純金積立「フジ・ゴールド・プラン」と、金地金の販売を行っております。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号	03-3270-2211
東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	03-3284-2211
仙台支店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5番22号	022-212-2211
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦一丁目3番18号	052-218-2211
大阪支店	大阪府大阪府中央区北浜三丁目5番22号	06-6233-2211
広島支店	広島県広島市中区三川町2番6号	082-546-2211
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目12番6号	092-477-2211

⑥ 財務の概要（平成18年3月決算期）

(a) 資本金	1,210,000 千円
(b) 純資産額 *1	4,135,194 千円
(c) 総資産額	20,532,052 千円
(d) 営業収益	4,544,957 千円
（うち、受取委託手数料）	（ 4,114,436 千円）
(e) 経常損失	215,626 千円
(f) 当期純損失	378,498 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

注) 同法第193条第2項に基づく施行規則81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 242,000,000株（平成18年3月31日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

（平成18年3月31日現在）

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
寺町 博	141,000,000 株	58.26%
寺町 美摩	29,200,000 株	12.06%
フジフューチャーズ(株)	17,540,000 株	7.24%
フジフューチャーズ従業員持株会	17,276,800 株	7.13%
日研産業(株)	12,272,200 株	5.07%
(株)ホワイ	5,000,000 株	2.06%
定村 雅文	2,334,000 株	0.96%
石原 一三	2,000,000 株	0.82%
石原 良策	2,000,000 株	0.82%
計盛 隆澄	1,000,000 株	0.41%
計	229,623,000株	94.89%

⑨ 役員の状態

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 会長兼社長	寺 町 博 大正13年4月25日	141,000,000
取締役副会長	寺 町 美 摩 昭和11年6月6日	29,200,000
取締役副社長	定 村 雅 文 昭和26年6月3日	2,334,000
常務取締役 (営業本部長)	計 盛 隆 澄 昭和31年5月27日	1,000,000
常務取締役 (財務担当)	下 川 富 士 雄 昭和28年1月7日	25,000

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
常務取締役 (社長室長)	有 宗 良 治 昭和30年4月14日	25,000
取締役 (金融証券部担当)	福 田 一 夫 昭和28年10月1日	—
取締役 (会長室長)	小 谷 田 麻 由 昭和33年1月28日	—
取締役 (関西中部 事業部長)	谷 口 勝 美 昭和29年1月1日	800,000
取締役 (東北事業部長)	吉 田 晴 満 昭和35年1月8日	800,000

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
取締役 (関東事業部長)	別府圭一 昭和37年12月24日	800,000
取締役 (本社事業部長)	月原茂博 昭和33年10月16日	400,000
取締役 (管理本部長)	大井康弘 昭和19年2月19日	800,000
監査役 (常勤)	岡田正昭 昭和24年6月22日	—
監査役 (非常勤)	田中三四郎 昭和24年3月23日	—
監査役 (非常勤)	花本洋二 昭和41年3月5日	—

⑩ 従業員の状況（平成18年3月31日現在）

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	281人	211人	70人	173人	108人
平均年齢	34.9歳	36.7歳	29.5歳	33.7歳	36.9歳
平均勤続年数	7.7年	8.4年	5.4年	5.8年	10.7年
外務員数	215人	196人	19人	—	—

2. 営業の概況

① 営業方針

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品取引員としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

そして皆様の資産の形成に寄与するために、当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。

また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。皆様の大切な資産を守り形成していくために、常に将来を予測し続け、最適ナリスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

② 当社および当業界を取り巻く環境

当期の日本経済は、産業界における設備投資の増加、企業収益の改善などから株価は順調な回復を見せ、主要都市圏における公示地価も上昇するなど、デフレ経済から脱却し確実な回復基調に転じました。

商品先物業界においては、国内におけるこのような状況や世界的な景気回復、中国・インドを中心とするBRICs各国の経済発展、不透明な中東情勢などから貴金属市場や石油市場が活況を呈しました。特に金は年間を通じて上昇基調を維持し、内外とも20年来の高値を付けています。ただ商品市場全体の出来高は不振が続いており、全国商品取引所出来高は2期連続マイナスの1億774万枚、前年度比20%減となりました。

平成17年4月に個人情報保護法の全面施行、5月に改正商品取引所法施行、平成18年5月には新会社法が施行されています。また、商品先物取引は含まれませんが、金融商品全般を横断的に規制する金融商品取引法も平成18年6月には国会で可決され早ければ来年度夏にも施行される見通しです。法律面でも大きな変化の中にあり、企業経営における自由度が高まるとともに法令遵守がこれまで以上に強く求められるようになってきています。

上場商品は平成17年10月に中部商品取引所で鉄スクラップが上場されたにとどまり、大きな期待が寄せられたコメの上場は不認可となりました。また、大阪商品取引所が中部商品取引所に合併を申し出るなど、活況を続ける国際商品市場の一方で、今後も厳しい環境が続くものと思われます。

③営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおいたところ、委託売買高が4,814,665枚（前年比34.3%増）受取手数料も4,114,436千円（前年比3.3%増）となりました。

(2) 売買損益部門

自己売買は、収益の向上に主眼をおいて慎重に取り組んだところ、石油市場で損失を計上したものの貴金属市場及び農産物市場で一定の成果を上げ764,012千円の益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は4,544,957千円（前年比27.6%減）となり、営業費用が4,683,760千円（前年比16.8%減）となったため、営業損失は138,803千円となりました。

経常損失は215,626千円、当期純損失は378,498千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 4 4 期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	802,055
砂糖市場	68,681
貴金属市場	1,520,771
アルミニウム市場	11,209
石油市場	1,415,876
ゴム市場	237,411
鉄スクラップ°	372
小 計	4,056,376
未収収益計上額	58,060
小 計	58,060
合 計	4,114,436

(注)

1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 4 4 期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)	
	商品先物取引決済損益	
農産物市場		342,454
砂糖市場	△	8,107
貴金属市場		578,383
アルミニウム市場	△	5,218
石油市場	△	174,667
ゴム市場		31,167
小 計		764,012
商品先物取引評価損益	△	293,471
商品売買損益		30
その他の売買損益	△	40,050
合 計		430,521

(注)

1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。(当期、オプション取引はございません。)
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商品市場名	第 4 4 期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農 産 物 市 場	653,940	168,229	822,169
貴 金 属 市 場	1,417,460	110,892	1,528,352
アルミニウム市場	15,627	167	15,794
石 油 市 場	2,229,849	385,926	2,615,775
ゴ ム 市 場	446,389	52,544	498,933
砂 糖 市 場	51,254	9,048	60,302
鉄スクラップ市場	146	200	346
合 計	4,814,665	727,006	5,541,671

(注)

売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(当期、オプション取引はございません。)

④ 対処すべき課題

商品取引員を取り巻く経営環境は、商品取引所法を始めとした法律改正により自由化と投資家保護が進められ、大きくかつ厳しく変化していくものと思われま

す。
当社はこの激流に流されることなく新しい環境に対応すべく、新規顧客の開拓、預り資産の増大、強固な財務体質に努め、企業価値の向上を図ってまいります。そのためには対面営業である組織営業、インターネット取引である「ヴィーナス」の充実に加え、コミッション営業を第三の柱とし、収益構造の多様化、安定化を進めてまいります。また、各方面からの規制が強まる中、コンプライアンスを徹底し適正な営業を行なうために専門の監査部門を平成17年11月に設置いたしました。

今後とも時代の変化やお客様の要望に答え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、経営基盤の安定と収益力ある企業を目指していく所存でございます。

⑤受託業務管理規則

受託業務管理規則

フジフューチャーズ株式会社

(目的)

第1条 この規則は、顧客の自己責任原則の徹底を図りつつ、適正な受託業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

(制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(責任の所在)

第3条 受託業務に係る経営上の責任は、取締役が負うものとする。

(管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び受託業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 総括責任者は管理本部取締役とし、本規則に基づき本店及び支店の受託業務の適切な運営を指揮・統括する。
- (2) 副総括責任者は総括責任者が任命した管理本部役職者とし、総括責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うとともに管理担当班責任者の職務について掌握、指導する。又、総括責任者不在の場合はその職務を代理し、所定の審査事項については速やかに総括責任者に報告する。
- (3) 本店及び支店の管理担当班は、管理本部の役職者を責任者とし、1名以上をもって構成し、本店管理本部の指示に基づいて業務を遂行する。また、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副総括責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて営業部門への調査権を有するものとする。

(投資可能資金の定義)

第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって

損失及び評価損が発生した場合にはこれを差引いた額をいう。

- 2 顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、前項の定義を十分に説明し、理解させた上で投資可能資金額の申出を受けるものとする。

(迷惑勧誘に関する対応)

第6条 当社は、顧客への迷惑勧誘を防止するため、次に定める勧誘を行わない。但し、顧客から指定された場合はその限りではない。

- (1) 当該顧客が就寝していると推測される時間帯（PM9時からAM8時）の勧誘
- (2) 当該顧客から勧誘を行わないよう依頼のあった時間帯、場所、方法での勧誘
- (3) 当該顧客の意思に反する長時間（3時間以上）に亘る勧誘
- (4) 当該顧客を威圧し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

(勧誘の際の告知及び意思確認)

第7条 当社は、登録外務員による電話、訪問等により商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘に先立って、顧客に対して、会社名、外務員名及び目的を告知することとする。

- 2 当社は前項の告知を行い、顧客に勧誘を受ける意思を確認し、取引をする意思表示をした者について記録を作成し、これを取引終了後3年間保管する。
- 3 当社は、委託を行わない旨の意思を表示した者（勧誘を受ける意思のない者を含む。）については記録を作成し、再勧誘は行わないものとする。また、当該申出のあった者については、電話発信規制システムへの登録を行うことで再勧誘の防止に対応することとする。

(適合性の審査)

第8条 商品先物取引を行おうとする顧客の適合性の審査については、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」、ならびに第13条記載の「口座設定申込書」をもって審査するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 収入及び資産の状況
- (4) 商品先物取引、その他の投資取引の経験の有無及びその程度
- (5) 投資可能資金額
- (6) その他必要と認める事項

- 2 受託における適合性の審査は、担当営業社員が所要の必要事項を記載した「顧客カ

ード)、及び第13条記載の「口座設定申込書」を添えて、受託前に予め管理担当班に報告し、審査を受けることとし、その手続きの最終審査者は総括責任者とする。

- 3 当社は、受託適否の審査終了後でなければ、約諾書の差入れ、証拠金の受入れ、取引の受注を行わない。
- 4 受託における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
 - (1) 商品先物取引の理解度
 - (2) 社会的経験度
 - (3) 資産及び収入
 - (4) 投資可能資金額
- 5 顧客の属性について情報の変更が確認できた場合、速やかに顧客の情報を更新することとする。
- 6 勧誘及び審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- 7 顧客カードの原本は、本店管理部に備え付けることとし、当該支店には写しを備え付けるものとする。
- 8 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを顧客カード等に記録し、これを本店管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不相当と認められる勧誘)

第9条 当社は、次の第1号乃至第5号に該当する者を常に不相当な者と判断し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 長期療養者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の勧誘は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(原則として不相当と認められる勧誘)

第10条 当社は、次の第1号乃至第3号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。但し、次条に定める要件を満たす場合に

ってはこの限りでない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
 - (2) 一定以上（年間500万円以上）の所得を有しない者
 - (3) 一定以上（75歳以上）の高齢者
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 2 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと判断した者に対しては、委託の勧誘を行わない。
- 3 当社は、70歳以上75歳未満の高齢者については、勧誘の前に副総括責任者が、電話又は面談等により審査を行なう。

（原則として不相当と認められない例外の勧誘）

第11条 前条第1項各号に該当する者で、本人から取引をしたい旨の申出があった場合、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として、不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の自書による申出書があり、例外の要件を満たした上で、商品取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引をするにふさわしいと管理担当班が判断し、総括責任者が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者は、本人から取引をしたい旨を明記し、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した自書による申出書があること。
- (2) 前条第1項第3号に該当する場合は、本人から取引をしたい旨を明記した自書による申出書があり、下記の①及び②又は③に該当し、管理担当班が認めた者
 - ① 「理解度テスト」により、商品先物取引の仕組み、リスク等を的確かつ十分に理解していると認められる者
 - ② 商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有する者
 - ③ 証券取引における信用取引及び外国為替証拠金取引の取引経験が直近の3年以内に延べ180日以上有する者
- (3) 前条第1項第4号に該当する場合は、下記の事項を記載した申出書があること。
 - ① 顧客自ら投資可能資金額を超えて取引をしたい旨
 - ② 新たな投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲内で設定されている旨

- ③ 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有している旨
- 2 取引中の顧客が、前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合は本条第1項第1号の要件を満たし、また前条第1項第3号に該当することが判明した場合は本条第1項第2号の要件を満たし、管理担当班が面談等により審査し、総括責任者が認めた場合はこの限りではない。
 - 3 取引中の顧客が前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合、顧客の情報を更新するものとする。
 - 4 当該審査記録に関しては、第8条第8項に準ずるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、「商品先物取引・委託のガイド」等を事前に交付した上で、以下に掲げる事項について、まず、第1号及び第2号について説明し、その理解を書面により確認した後で第3号以下の事項を説明し、再度その理解を書面により確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引証拠金等に関する事項
 - (4) 委託手数料に関する事項
 - (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
 - (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 2 本条第1項の説明に加えて、「リスクの確認」及び「相場予測が外れた時の対処の仕方」の書面を併せて交付するものとし、当該書面の交付を受けた旨の受領書並びに「契約前アンケート」の差入れを受けるものとする。

(取引意思の確認)

第13条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の事項を記載した「口座設定申込書」を徴収することとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、家族構成、自宅住所及び連絡先住所
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所

- (3) 収入及び資産状況
 - (4) 商品先物取引、証券取引及び外国為替証拠金取引の経験の有無
 - (5) 投資可能資金額
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 当社は、売買の都度、売買報告書及び売買計算書を送付する他、電話又は適切な手段により売買内容を報告し、顧客の取引意思を確認する。
- 3 契約時の取引意思の確認と同時に、顧客に対して本人確認を行い、本人確認書類を徴収する。

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第14条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験の無い者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずることとする。なお、商品先物取引の経験の無い者とは、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者をいう。

- (1) 取引にあたっては、第12条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される売買取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 習熟期間中の顧客については、商品先物取引を十分理解したうえ、円滑な取引が行われるよう、次の事項について「取引経過アンケート」調査を行う。調査結果により取引指導が必要な場合は、管理担当班が必要な知識の啓蒙と普及に努める。
 - ① 売買注文は自身の判断と責任で行うことについて
 - ② 売買報告書をその都度確認することについて
 - ③ 残高照合通知書を毎月確認することについて
 - ④ 担当者との連絡状況が良好か否かについて
 - ⑤ その他必要と認める事項について
- (4) 習熟期間中の顧客から売買の受託を行うにあたっては、顧客の保護と育成を図るため、当該顧客の資質、資力等を考慮のうえ、相応の取引証拠金の範囲内において、次の要領により受託を行うこと。顧客自身が「口座設定申込書」上で定めた投資可能資金額の3分の1の範囲内の建玉枚数（1枚あたりの取引本証拠金で除した数量）を上限と定める。但し、総括責任者が次に定める事項により、正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

- ① 管理担当班責任者が顧客の商品先物取引の仕組み、リスク等を「理解度テスト」により、十分習熟したと客観的に認められる者。
 - ② 未経験者保護のための取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに自らが例外要件を満たすことについて確認する旨の自書による申出書があること。
- 2 当該審査記録に関しては、第8条8項に準ずるものとする。

(顧客に対する誠実公正義務)

第15条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(不正資金の流入防止)

第16条 当社は、公金取扱者等による不正資金の流入を防止するため、必要な管理措置を講ずることとする。

- (1) 公金取扱者とは、銀行、信用金庫、郵政公社等の金融機関に勤務する者、農業、漁業等の協同組合、地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己の資金以外の金銭または有価証券を取り扱う者をいう。
- (2) 前号に掲げる者からの受託に際しては、自己資金の範囲内で取引を行う旨の書面の差し入れを受けること。
- (3) 管理担当班責任者は本条第1項第1号に該当する顧客に対し、受託後速やかに面談し、商品先物取引の一層の理解を求めると共に自己資金の範囲内で余裕のある取引をするよう啓蒙する。
- (4) 管理担当班責任者は、面談内容を顧客面談記録に記載し、総括責任者に報告する。
- (5) 副総括責任者は、本条第1項第1号に該当する顧客の入金累計が一定額を超えることとなった場合は、当該顧客と面談のうえ、投下資金の内容について調査を行い、面談結果について記録を作成し、総括責任者に報告する。記録は総括責任者が取引終了後3年間保管すること。
- (6) 総括責任者は、副総括責任者の報告及び顧客面談記録に基づき審査し、取引の継続、停止等の措置を速やかに決定する。不正資金の流入が確認された顧客については、総括責任者が直ちに建玉決済を当該顧客に要請し、清算すること。

(取引本証拠金の額と適用範囲)

第17条 取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とし、その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。但し、当社が定める取引

本証拠金は、商品市場の状況の変化等により、当社が必要と判断した場合には一定額を増額することがある。なお、取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、その内容について顧客及び社内に周知徹底するとともに記録は3年間保存すること。

(受託業務における禁止事項)

第18条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第19条 前条に定める受託等業務に関する禁止事項に抵触した者に対して、営業部は就業規則、投資相談室及び投資運用部は登録外務員雇用契約書に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第20条 当社は、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の領布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、社内管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。

2 管理委員会は管理本部取締役、管理本部部長、及び広報課課長の3名をもって構成し、その責任者は管理本部取締役とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第21条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(電子取引)

第22条 電子取引は、別に定める「電子取引受託業務管理規則」によるものとする。

附則：この規則は平成10年9月1日から実施する。

附則：この改正は平成11年8月1日から実施する。

第3条を改正。第13条を新設。

附則：この改正は平成14年1月1日から実施する。

第4条、第5条、第7条、第8条を改正。第15条を新設。

附則：この改正は平成14年7月1日から実施する。

第3条を改正。

附則：この改正は平成15年4月1日から実施する。

第3条、第4条、第10条、第13条を改正。

附則：この改正は平成15年6月6日から実施する。

第11条を新設。旧第11条以下条文を繰り下げる。

附則：この改正は平成16年9月1日から実施する。

第3条を改正。

附則：この改正は平成17年5月1日から実施する。

第4条、第5条、第7条、第8条をしんせつ。

第3条を一部改正、旧第5条を第6条、旧第7条を第10条、旧第8条を第11条とし一部改正。

旧第6条を第9条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第12条を第15条、旧第13条を第16条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条とする。

附則：この改正は平成17年7月19日から実施する。

第3条、第5条、第11条を新設。

旧第12条を第15条、旧第14条を第17条、旧第15条を第18条、旧第16条を第19条、旧第17条を第20条、旧第18条を第21条、旧第19条を第22条とする。

旧第3条を第4条、旧第4条を第9条、旧第5条を第10条、旧第6条を第8条、旧第8条を第6条、旧第9条を第12条、旧第10条を第13条、旧第11条を第14条、旧第13条を第16条とし一部改正。

第2条、第7条を一部改正。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
234名	57名	76名	215名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
6,669名	6,078名	7,850名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

当社における、お客様からの苦情・相談の窓口は「管理部」で行っています。管理部は委託者訪問、取引の相談等及び事務処理部門に区分けされており本店、支店合わせて 36 名をもって構成されています。本店及び各支店には専任担当者を配置し、新規委託者の勧誘、受託の審査、委託者訪問による委託者の状況把握、又電話等による取引相談等、適切な委託者管理、指導に努めています。

専任担当者の報告やお客様の申出等により、委託者管理における不適切な点があった場合は、管理部長が営業部門に対して速やかに指示・指導を行うと同時に改善のための必要な措置を取るなど委託者の保護・育成を図ると共に、営業部門に対する牽制を行っています。苦情等が発生した場合は、管理部長が早期対応・早期解決を旨とし、直ちに所定の社内調査を行い、適切な対応を行っております。又、新たに監査部を設け、社内監査等の実施により営業部門へのコンプライアンスの徹底、指導等により、不適格者の参入防止、ルール遵守と共にクレーム等の未然防止に努めています。

平成 17 年度中においては、取引結果や担当外務員に対する不満から日本商品先物取引協会（日商協）に 8 件の申出がありました。内 6 件の苦情申出については、お客様の了解が得られ円満に解決しました。又、当社に申出のあった苦情は 24 件ありました。内 16 件はお客様の了解が得られ円満に解決致しましたが、8 件についてはお客様と解決に向け話し合いを続けております。早期に解決を図るべく努めております。

なお、苦情及び紛争の内訳は以下のとおりです。

(1) 平成 17 年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申立事項	処 理 結 果				処理中
	件 数	解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	2	2	0	0	0
取引に係るもの	28	20	0	0	8
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	30	22	0	0	8

* 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議・不

平・不満等を表明したもの、または日商協にその解決の申出のあったもの。

* 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

* 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

(2) 平成 17 年度中の紛争受付件数及び処理結果

紛争申立事項	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	1	0	0	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	2	1	0	0	1

* 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議・不平・不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、または日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

* 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

* 3. 「処理結果」の「解決」は取引所または日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

○平成 17 年度中の係争

当年度における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が当社に対して損害賠償を求めた訴訟が 16 件あり、和解が成立したものが 10 件で残り 6 件が係争中です。又、当社が原告となり 7 件の差損金請求の訴訟を行い和解したものが 3 件、住所不定になったため訴訟を取り下げたもの 1 件、現在係争中が 3 件であります。

訴訟件数	判決	和解	係争中
23	0	13	10(取下げ1件含む)

3. 経理の状況
①貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,710,577	流動負債	14,382,952
現金及び預金	3,301,714	短期借入金	75,000
委託者保護基金担保金	250,000	1年以内返済予定の長期借入金	388,000
委託者未収金	432,529	1年以内償還予定の社債	196,000
有価証券	60,006	未払金	136,316
前払費用	30,767	未払費用	51,792
保管有価証券	1,076,411	未払法人税等	4,721
差入保証金	11,360,116	繰越税金負債	871
委託者先物取引差金	926,383	預り証拠金	13,211,073
未収入金	306,915	その他の流動負債	319,176
未収還付法人税等	61,884	固定負債	1,246,466
未収収益	63,742	社債	1,020,000
その他の流動資産	20,995	長期借入金	127,000
貸倒引当金	△ 180,890	退職給付引当金	99,466
固定資産	2,821,475	引当金	767,439
有形固定資産	1,740,536	商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	767,439
建物及び設備	427,101	負債合計	16,396,858
器具備品	118,557	資 本 の 部	
土地	1,194,877	資本金	1,210,000
無形固定資産	31,850	資本剰余金	385,000
電話加入権	8,696	資本準備金	385,000
その他の無形固定資産	23,153	利益剰余金	2,803,294
投資その他の資産	1,049,087	利益準備金	302,500
投資有価証券	5,500	任意積立金	1,030,000
出資金	50,400	別途積立金	1,030,000
長期未収債権	57,348	当期末処分利益	1,470,794
長期差入保証金	551,838	自己株式	△ 263,100
繰延税金資産	354,678	資本合計	4,135,194
その他の投資	85,452	負債・資本合計	20,532,052
貸倒引当金	△ 56,130		
資産合計	20,532,052		

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 3月 31日

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営業収益		4,544,957
		受取手数料	4,114,436	
		売買損益	430,521	
	営業 外 損 益 の 部	営業費用		4,683,760
		販売費及び一般管理費	4,683,760	
		営業損失		138,803
	営業 外 損 益 の 部	営業外収益		98,824
		受取利息	22,232	
		その他の営業外収益	76,592	
		営業外費用		175,647
支払利息		35,376		
社債利息		9,644		
その他の営業外費用	130,627			
		経常損失		215,626
特 別 損 益 の 部	特別利益			53,193
	投資有価証券売却益	51,943		
	貸倒引当金戻入	1,250		
	特別損失			238,335
	商品取引責任準備金繰入	226,302		
	固定資産除売却損	6,355		
	減損損失	5,676		
		税引前当期純損失		400,769
		法人税、住民税及び事業税	17,650	
		過年度法人税、住民税及び事業税	1,275	
		法人税等調整額	△ 41,196	△ 22,270
		当期純損失		378,498
		前期繰越利益		1,849,292
		当期末処分利益		1,470,794

③重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 時価法(売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により株式会社日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の	85%
社債(上場銘柄)	額面金額の	65%
株券(一部上場銘柄)	時価の	70%相当額
倉荷証券	時価の	70%相当額

(2)デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。

(3)固定資産の減価償却方法

- ①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。
- ②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4)繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

(5)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異(212,540千円)

については、10年による按分額を費用処理しております。

③商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、施行規則に定める額を計上しております

(6)営業収益の計上基準

①受取手数料

商品先物取引

商品取引所における約定日に計上しております。

②売買損益

商品先物取引損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(7)リース取引の会計処理

リース取引は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に該当し、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計処理の変更)

受取手数料

受取手数料は、「委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上」から「委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上」に変更いたしました。この変更は、商品先物取引業統一経理基準の改正(平成17年5月に施行)によるものであります。

これに伴い、営業収益は60,963千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は同額だけ減少しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が平成17年4月1日に開始する営業年度に係る財務諸表から適用されるようになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純損失は5,676千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

(表示方法の変更)

商品先物取引業統一経理基準の改正(平成17年5月に施行)により、当期から「預り委託証拠金」は「預り証拠金」として表示しております。

(追加情報)

①委託者未収金、委託者未払金及び預り証拠金の計上方法

商品取引所法の改正(平成17年5月に施行)により、当期から同法施行規則38条1項1号の規定に基づき、預り証拠金は委託者未収金及び委託者未払金と相殺可能な分については相殺しております。

②当期から商品取引所法等の改正に伴う「商品先物取引業統一経理基準」が改正されたことに伴い、財務諸表等の様式が改正されております。

貸借対照表関係

従来、商品取引責任準備金相当額を日本商品先物取引協会へ金銭で預託していましたが、同協会の「商品取引責任準備金の積立等に関する規則」の改正により、自社の預金口座に積み立てております。

これに伴い、従来「商品取引責任準備預託金」として計上しておりましたが、「現金及び預金」として計上することとしました。この結果、従来の方法によった場合と比べ「現金及び預金」は740,182千円増加しております。

④注記事項

(貸借対照表の注記)

(1) 取締役に対する金銭債権 28,281 千円

(2) 支配株主に対する金銭債務 188,000 千円

(3) 担保に供している資産

預 金 1,545,532 千円

土 地 1,167,607 千円

建 物 327,959 千円

対応する債務の内訳

短期借入金 75,000 千円

長期借入金 515,000 千円

(うち1年以内返済予定額 388,000 千円)

(4) 株式会社日本商品清算機構に預託している資産

現 金 11,359,966 千円

保管有価証券 888,411 千円

(5) 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 90,418 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 1,000,000 千円であります。

(6) 委託者未収金のうち、無担保のものは、204,197 千円であります。また、投資その他の資産の部に計上されているものは、57,348 千円であります。

(7) 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第 221 条の規定に基づくものであります。

(8) 委託者先物取引差金は、委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、株式会社日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(9) 有形固定資産の減価償却累計額

994,936 千円

(10) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機及びその周辺機器があります。

(11) 財務制限条項

社債 1,216,000 千円には、財務制限条項がついており、特定の条項に抵触した場合、金融機関の申出によって、社債未償還残高以上の金額の定期預金の担保差入が求められることになっております。当該条項は以下のとおりであります。

- ① 商品取引所法にて義務付けられている以下の財務比率を遵守
 分離保管措置率 100%以上・流動比率 100%以上・負債場率 10 倍以上・純資産余
 裕比率 100%以上・純資産額規制比率 120%以上。
- ② 監督官庁(農水省・経産省)、各商品取引所、日本商品先物取引協会からの指導
 水準である以下の財務比率を遵守。
 経常利益黒字・自己資本比率 10%以上、委託者未収金比率 80%以下、借入金比率
 30%以下、経常収支率 100%以上。
- ③ 有利子負債償還年数を 0 年以下に維持。ただし年数の計算式は以下のとおりと
 する。

$$\text{有利子負債償還年数} = (\text{純有利子負債} - \text{正常運転資金} - \text{現預金}) \div (\text{税引後当期利益} + \text{減価償却費} - \text{社外流出})$$

$$\text{純有利子負債} = \text{短期借入金} + 1 \text{ 年以内返済予定の長期借入金} + 1 \text{ 年以内償還予} \\ \text{定の社債} + \text{長期借入金}$$

$$\text{正常運転資金} = \text{委託者未収金} + \text{受取手形(割引・裏書譲渡除く)} + \text{棚卸資産} - \text{委} \\ \text{託者未払金} - \text{支払手形}$$
 正常運転資金 < 0 の場合は 0 とする。
 総有利子負債 - 正常運転資金 - 現預金 < 0 の場合は 0 とする。
 社外流出 = 役員賞与 + 支払配当金

(損益計算書の注記)

(1) 受取手数料の内訳

商品先物取引	4,114,437 千円
--------	--------------

(2) 売買損益の内訳

商品先物取引決済損益	764,013 千円
商品先物取引評価損益	-293,471 千円
商品売買損益	30 千円
有価証券先物取引等損益	-40,050 千円

(3) 支配株主との取引高

営業取引高	54,813 千円
営業取引以外の取引高	191,150 千円

(4) 1 株当たり当期純損失

(注) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純損失	378,498 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
(うち利益処分による役員賞与金)	- 千円
普通株式に係る当期純損失	378,498 千円

期中平均株式数 224,460 千株

1株当たり当期純損失 1円 69銭

(5) 退職給付会計注記

採用している制度の概要 適格年金制度を採用しております
当期末における退職給付引当金並びに退職給付信託における年金資産は、それぞれ以下のとおりであります。

退職給付債務	602,883 千円
年金資産	397,147 千円
未積立退職給付債務	205,736 千円
会計基準変更時差異の未処理額	106,270 千円
退職給付引当金	99,466 千円

(6) 税効果関係注記

① 繰延税金資産と負債の主な内訳

<繰延税金資産>

貸倒引当金	55,208 千円
商品取引責任準備金	312,271 千円
退職給付引当金	40,472 千円
その他	8,316 千円
評価性引当額	-59,371 千円
繰延税金資産合計	<u>356,897 千円</u>

<繰延税金負債>

未収事業税	-3,090 千円
繰延税金負債合計	<u>-3,090 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>353,806 千円</u>

② 税率差異

法定実効税率 40.69%

(調整)

役員賞与	-2.27%
交際費損金不算入	-7.81%
住民税等均等割	-2.59%
その他	-0.45%
評価性引当額	-22.01%

負担率 5.56%

⑤利益処分計算書

利 益 処 分 計 算 書

株主総会承認日

(平成18年6月28日)

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,470,794,432
上記金額を以下のとおり処分します。	
株 主 配 当 金 (1株につき35銭)	78,561,000
次 期 繰 越 利 益	1,392,233,432

⑥監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦財務比率

諸	項	目	比 率
(a)	純資産額規制比率	[純資産額/リスク額×100]	286 %
(b)	自己資本資本金比率	[自己資本/資本金×100]	342 %
(c)	自己資本比率	[自己資本/総資産額×100]	20 %
(d)	修正自己資本比率	[自己資本/総資産額×100] *1	57 %
(e)	負債比率	[負債合計額/純資産額×100]	397 %
(f)	流動比率	[流動資産額/流動負債額×100]	123 %

【追加情報】

1. 平成18年6月28日開催の第44回定時株主総会において、次のとおり監査役が選任され就任しました。

その略歴は次のとおりです。

役員 および職名	氏名 生年月日	所有 株式数
監査役 (非常勤)	藤本 和 巳 昭和22年6月19日	—

2. 同総会をもって常勤監査役岡田正昭氏が退任されました。
3. 同総会後に開催された取締役会において、次のとおり役付取締役が選任されました。

代表取締役会長兼社長	寺町 博
取締役副会長・総務担当	寺町美摩
取締役副社長・営業担当	定村雅文
常務取締役・営業本部長	計盛隆澄
常務取締役・財務担当	下川富士雄
常務取締役・社長室長兼上場準備室長	有宗良治
取締役・金融証券部担当	福田一夫
取締役・会長室長	小谷田麻由
取締役・関西中部事業部長	谷口勝美
取締役・東北事業部長	吉田晴満
取締役・関東事業部長	別府圭一
取締役・本社事業部長	月原茂博
取締役・管理本部長	大井康弘

4. 平成18年6月28日開催の第44回定時株主総会および取締役会において、下記のとおり第三者割当増資を行なうことを決議し、実施いたしました。

増資内容

- (1) 増資額 20億円（資本準備金10億円を含む）
- (2) 割当先 寺町 博（50%）
日研産業株式会社（25%）
サングリーン株式会社（25%）

(3) 払込期日 平成18年6月30日 (金)

増資に伴う資本金、発行済株式数の変動

	資本金	発行済株式数
増資前	12億1,000万円	2億4,200万株
増資後	22億1,000万円	4億200万株

5. 金融証券部を本社から移転し、下記のとおり開設いたしました。

名 称：フジフューチャーズ株式会社 金融証券部

住 所：〒141-0022 東京都品川区東五反田三丁目20番14号

住友不動産高輪パークタワー 11F

電話番号：TEL. 03-5795-1101 FAX. 03-3473-0102

開設日：平成18年7月24日

以 上

ディスクロージャー誌の訂正について

2006年版ディスクロージャー誌の一部に間違い箇所があり訂正しました。

1. 訂正箇所 31ページ

(1) 平成17年度中の苦情受付件数及び処理結果

(正) 苦情申立事項	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	打切り	
取引に係るもの	<u>29</u>	20	0	0	<u>9</u>
合 計	<u>31</u>	22	0	0	<u>9</u>

(誤) 苦情申立事項	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	打切り	
取引に係るもの	<u>28</u>	20	0	0	<u>8</u>
合 計	<u>30</u>	22	0	0	<u>8</u>

2. 訂正箇所 32ページ

(2) 平成17年度中の紛争受付件数及び処理結果

(正) 紛争申立事項	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	打切り	
取引に係るもの	<u>1</u>	1	0	0	<u>0</u>
合 計	<u>1</u>	1	0	0	<u>0</u>

(誤) 紛争申立事項	処 理 結 果				処理中
	件数	解決	取下げ	打切り	
取引に係るもの	<u>2</u>	1	0	0	<u>1</u>
合 計	<u>2</u>	1	0	0	<u>1</u>

※その他の項目について訂正はありません。